

山形県安全・安心農産物表示規格

(目的)

第1条 この規格は、やまがた農産物安全・安心取組認証制度実施要綱（以下「要綱」という。）第2条第4項に基づき、認証登録団体が山形県安全・安心農産物生産規格（以下「生産規格」という。）に基づいて生産した農産物（以下「取組対象農産物」という。）について行う表示の基準を定める。

(取組対象農産物に対する表示の方法)

第2条 認証登録団体は、シール、カード等の表示資材又はダンボール、フィルム等の包装資材への印刷等により取組対象農産物への表示を行うことができるものとする。

2 前項の規定による表示には、原則として別に定める「やまがた農産物安全・安心取組認証マーク使用要領（以下、「要領」という。）」に基づいて表示するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、表示対象品目及び表示の具体的な方法、内容については、次のとおりとする。

(1)表示対象品目

ア 表示の対象とする品目は、当該認証登録団体が作成した生産工程管理計画において、取組対象品目として掲げた品目（以下「品目」という。）とする。

イ 品目は、原則として生産工程管理計画にあるすべての品目とするが、一部品目の表示も認めるものとする。

(2)表示管理者

ア 認証登録団体は、表示管理者（以下「管理者」という。）を定めるものとする。

イ 管理者は、規格に基づく表示方法、表示資材等の作成並びにその使用と要領に基づく認証マークの管理を行うものとする。

(3)表示

表示は、本規格及び要領に基づき行うこととする。

(事務所、集出荷場、店頭等における表示)

第3条 認証登録団体は、前条に規定する表示のほか、次に掲げるところにより表示又は掲示を行うことができるものとする。

(1) やまがた農産物安全・安心取組認証制度実施要領第5条第1項に基づき交付を受けた認証登録証及び生産規格第3条第2項に基づき作成した生産工程管理計画書に記載している安全性確保方針を主たる事務所内等に掲示する。

(2) 認証登録団体の事務所、集出荷場、小売店舗等の建物の外壁又は内壁に看板、パネル等で掲示する。この場合において、当該看板、パネル等には次に掲げる事項を

表示するものとする。

- ①「やまがた」及び「安全・安心取組認証取得」の文字
 - ②第2条第2項の認証マーク
 - ③取得期日
 - ④認証機関名
 - ⑤認証登録団体名
- (3) のぼり、チラシ、ポップ等の販売促進資材における表示は別に定めるところによる。

(表示禁止事項)

第4条 認証登録団体は、次に掲げる表示をしてはならない。

- (1) 実際のものより著しく優良又は有利であると誤認させる情報を表示すること
- (2) 取組対象農産物に、この規格に反した表示をすること
- (3) 認証登録団体が、取組対象農産物以外の農産物についてこの規格に則った表示をすること
- (4) その他農産物の品質を誤認させるような文字、図柄、写真その他の情報を表示すること

附 則

この規格は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第2条については平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規格は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規格は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規格は、令和7年1月17日から施行する。